

### 創政クラブ

民間活力の導入、市民の参画と協働などを模索しながら行政改革に全力をあげようとしている姿勢は評価できる。財政再建元年の意

### ワークショップ

行政改革実施計画が終了する平成二十四年はどんな市民生活が待っているだろうか。団塊の世代が高齢化世代に入り始め、高齢化率

### 公明党

財源の確保にきょうきゅうとしながら、他市と比べての上乗せサービスは原則打ち切らねばならないという、市民にとって

### 新社会党

山中市長初の編成予算であるが、「財政再建」を使命とし、「行政改革」の実行として提案された内容は、現下の景気動向、生活の不安定

義を大切に、これを絵に描いた餅に終わらせないよう確実に実行することが第一である。それにはトップがまず先頭に立って進めることと市職員の協働が必要である。福祉や教育など待ったなしの課題もある。財源確保に一層努力して、この難関を突破してほしい。

も三十パーセント程度が推定され、決してバラ色の時代が待っているのではない。これに対応するためには、官から民への市民の参画・協働という大きな流れを理解し、また、協働と参画が行政のご都合主義に陥らないよう、その仕組みの構築を急ぐ必要がある。

市長による初めての予算となった。現下の財政状況を反映せざるを得ないが、震災復興の清算が本格的に始まったことを実感する。財政水準に見合った行政水準ということ、今後、どのように市民にご理解いただくか、行政としてさらに努力すべきである。

さからくる市民生活を守る施策が全く見あたらない。そればかりか市民負担が増える施策が目白押しである。市長は「芦屋を守らねば」ということを強調されるが、芦屋という「のれん」を守るだけで、そこに住む人々の暮らしを守れなくて、何が芦屋か。

## 人事案件

二月二十七日(金)の本会議に、市長から固定資産評価審査委員会委員の選任議案の提出があり、審議の結果、同意しましたので、紹介します。(敬称略)

# 施政方針に対して 会派からひとひら

### 英明クラブ

山中市長は財政再建及び行政改革の推進を最重要課題にしている。そして第二に、市民参画・協働の推進を掲げている。まちづくりにおいて、新たに市民参画担当組織を整備し、附属機関設置の指針を定め、市民と共に、芦屋市の再建に取り組んでいきたいという市長の強い意思を感じている。これについて、当会派は行政のスリム化と住民自治の確立のため、市民との十分な意思疎通を要望する。

### 日本共産党

市長が最重要課題として「財政再建・行政改革の推進」は、障害者や母子家庭、遺児への福祉金の停止や、奨学金(大学)の廃止

国保料の大幅引き上げ、学童保育高額有料化など、ムダ・不急な開発行政のツケを市民に転嫁するものである。その一方、山手幹線事業ではさらなる借金をしても事業を続け、財政危機を深めている。市長の責任は重大である。税金の使い方の転換が必要である。

## 付議事件の審議結果

※議案番号欄「議提」とあるのは、議員提出議案。

議案番号	件名	結果
1	固定資産評価審査委員会の委員の選任	同意(2/27)
2	芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正	可決(3/10)
3	芦屋市道路占用料条例の一部改正	可決(3/10)
4	15年度一般会計補正予算(第5号)	可決(3/10)
5	15年度下水道事業特別会計補正予算(第1号)	可決(3/10)
6	15年度老人保健医療事業特別会計予算(第2号)	可決(3/10)
7	15年度介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	可決(3/10)
8	芦屋市火葬場火葬炉設備工事請負契約の議決事項の変更	可決(3/10)
9	市道路線の認定について	可決(3/10)
10	財産の取得について	可決(3/10)
11	芦屋市個人情報保護条例の制定	可決(3/26)
12	芦屋市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定	可決(3/26)
13	芦屋市職員定数条例の一部改正	可決(3/26)
14	市職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正	可決(3/26)
15	市特別職で非常勤のもの報酬、費用弁償条例の一部改正	可決(3/26)
16	芦屋市職員の退職手当の特別措置に関する条例の制定	可決(3/26)
17	行政財産の使用料に関する条例の一部改正	可決(3/26)
18	芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部改正	可決(3/26)
19	芦屋市立学校授業料等徴収条例の一部改正	可決(3/26)
20	市立芦屋病院使用料及び手数料条例の一部改正	可決(3/26)
21	市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正	可決(3/26)
22	芦屋市国民健康保険条例の一部改正	可決(3/26)
23	芦屋市福祉金条例の一部改正	可決(3/26)
24	芦屋市都市公園条例の一部改正	可決(3/26)
25	市地区計画の区域内における建築物の制限条例の一部改正	可決(3/26)
26	芦屋市火災予防条例の一部改正	可決(3/26)
27	16年度一般会計予算	可決(3/26)
28	16年度国民健康保険事業特別会計予算	可決(3/26)
29	16年度下水道事業特別会計予算	可決(3/26)
30	16年度公共用地取得費特別会計予算	可決(3/26)
31	16年度都市再開発事業特別会計予算	可決(3/26)
32	16年度老人保健医療事業特別会計予算	可決(3/26)
33	16年度駐車場事業特別会計予算	可決(3/26)
34	16年度介護保険事業特別会計予算	可決(3/26)
35	16年度打出芦屋財産区共有財産会計予算	可決(3/26)
36	16年度三条津知財産区共有財産会計予算	可決(3/26)
37	16年度病院事業会計予算	可決(3/26)
38	16年度水道事業会計予算	可決(3/26)
39	阪神水道企業団規約の変更	可決(3/11)
議提	1 1 イラクへの自衛隊派兵に反対する意見書	否決(3/10)
議提	2 1 市特別職で非常勤のもの報酬、費用弁償条例の一部改正	否決(3/10)
議提	3 1 容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書	可決(3/10)
議提	4 1 食の安全確保とWTO農業交渉等に関する意見書	可決(3/26)
請願	1 2 容器包装リサイクル法の見直しを求める請願書	採択(3/10)
請願	1 3 市民生活を直撃する行政改革の見直しを求める請願書	不採択(3/10)
請願	1 4 年金改悪反対と最低保障年金制度創設を求める請願書	不採択(3/10)
請願	1 5 食の安全確保と農業を守るWTO農業協定実現の請願	採択(3/26)

## 可決した意見書(要旨)

■容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書  
「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(いわゆる容器包装リサイクル法)が、一般廃棄物の約6割を占める容器包装のリサイクルを行うため、1997年に施行されました。しかし、製造・流通業者などの事業者責任がいまいで、使い捨て型ワンウェイ容器の大量生産・大量使用の構造は見直されず、リサイクル率は上がっても排出抑制には結びついていないのが現状です。その一方で、地方自治体は、リサイクルコストの約7割を占める収集・分別・保管を義務付けられ、リサイクルに積極的に取り組む地方自治体ほど財政を圧迫することになっています。リサイクルに要する経費の多くを税金に依存している構造は、事業者がごみ減量に取り組む意欲を生み出さず、大量リサイクルが大量廃棄に取って代わるだけで、際限なく税金を使い続けることとなります。

2000年5月に制定された「循環型社会形成推進基本法」には、リデュース、リユースをリサイクルより優先させる考え方が明確にされていますが、それ以前に制定された容器包装リサイクル法は、その趣旨に合わなくなっており、基本法の精神に合わせた法改正が不可欠です。

よって本市議会は、事業者の責任を明確にすることで、廃棄物の削減、環境への負荷と自治体負担の軽減をはかり、循環型社会の形成を一層促進していくために、以下の内容を含む容器包装リサイクル法の見直しを求めるものです。

1. 収集・分別・保管の費用を製品の価格に含めること。
2. リデュース、リユース、リサイクルの優先順

位で推進するさまざまな手法(例えば、容器課徴金、デポジット制度、自動販売機規制など)を盛り込むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。  
※提出先…内閣総理大臣、経済産業大臣、環境大臣、総務大臣

■食の安全確保とWTO農業交渉等に関する意見書  
わが国の農業は、食料の安全・安定供給という基本的な役割に加え、国土や環境の保全、洪水防止などの多面的機能を持っている。しかしながら、今日の農業は食料自給率の低下や担い手の高齢化など困難な問題を抱えている。

また、BSE牛の発生や鳥インフルエンザの流行など食の安全性確保が課題となっている。

ところで、WTO農業交渉モダリティ案に示された極端な関税の削減、ミニマム・アクセスの大幅拡大などは国内措置の農業振興策を切り捨てる内容となるもので、交渉の結果、大幅な妥協が行われるならば、わが国の農業、とりわけ稲作は壊滅的な打撃をこうむることになり、農業の存続そのものを危惧せざるを得ない事態となる。

よって、政府におかれては、各国の国土や気象条件に合致した多様な農業が共存できる貿易ルールの確立とあわせ、わが国の農業と稲作を守り発展できるよう各段の努力を行うこと。また、アメリカ産牛肉の輸入に当たっては、わが国と同様の全頭検査や危険部位除去の実施を求め、食の安全確保に万全の措置を講じることを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。  
※提出先…内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣